

## 財務の概要(令和 6 年度)

### ■学校法人会計基準の改正について

平成27年度から学校法人会計基準が改正されたことにより、計算書類の表示方法や勘定科目等の名称が変更されました。

主な変更点としては、「資金収支計算書」「消費収支計算書」「貸借対照表」のうち、「資金収支計算書」および「貸借対照表」は一部科目の名称・配列等の変更で大きな変更はありませんでした。しかし、「消費収支計算書」は「事業活動収支計算書」に名称を変更し、その構成が「教育活動収支」「教育活動外収支」「特別収支」の3区分に分類されました。また、新たに付表として「活動区分資金収支計算書」が追加されました。

### ■学校法人会計と企業会計との違い

学校法人は営利を目的とする企業とは異なり、教育・研究活動を目的とする公共性の法人です。また、学校法人は一般企業のように余剰利益が多いほどよいというものではなく、財政の安定と永続性を保つため収支の均衡をとることが特に求められます。これは、学校法人が均衡を鑑みずに経営を行った場合、過剰に利益を追求すれば学生に提供する教育・サービスの質も維持することが難しくなり、反対に収入に見合わない教育・サービスを提供し続ければ、学校の存続ができなくなるためです。

そのため、学校法人の会計処理については、私立学校振興助成法において、国または地方公共団体から補助金の交付を受ける学校法人は「学校法人会計基準」に従い会計処理を行い、資金収支、事業活動収支、貸借対照表などの計算書類の作成が義務づけられています、

### ■学校法人会計の計算書の勘定科目について

勘定科目名だけでは内容がはっきりしないと思われるものについて説明します。

#### 資金収支計算書の勘定科目

##### (収入の部)

##### ◇学生生徒等納付金収入

いわゆる「学費」であり、授業料、入学金、実験実習費など学生生徒から徴収する収入です。

##### ◇手数料収入

入学検定料や在学証明書等の発行手数料等の収入です。

◇寄付金収入

土地、建物等の現物寄付を除いた寄付金収入です。使途が明確な特別寄付金と使途が明確でない一般寄付金があります。

◇資産売却収入

預金・有価証券等の運用から得た利息や配当金等の収入です。

◇付随事業・収益事業収入

課外講座等の開講に伴う受講料収入、外部からの研究委託を受ける受託事業収入等です。

◇雑収入

学校法人に帰属する上記各収入以外の収入です。

◇前受金収入

翌年度入学の学生生徒等に係る学生生徒納付金(授業料等)で、当該年度内に納入された収入です。

◇その他の収入

前会計年度末における未収入金の当該会計年度における収入等、上記各収入以外の収入です。

◇資金収入調整勘定

当年度の活動に入るべき前年度以前の収入や、翌年度以降の収入とされる資金を調整する勘定科目です。

◇前年度繰越支払資金

前年度から繰越した支払資金です(現金及びいつでも引き出すことができる預貯金)。

**(支出の部)**

◇人件費支出

専任教職員、非常勤教員、契約職員に支給する本俸や期末手当、その他の手当や所定福利費、退職金に要する支出です。

◇教育研究経費支出

教育研究活動に要する経費や学生生徒の厚生費等に要する経費です。消耗品や光熱水費、旅費交通費、奨学費、通信運搬費、印刷製本費、研究費、修繕費、委託費などです。

◇管理経費支出

学校法人の運営に係る経費等(総務・人事・経理業務等)や学生募集活動費等、教育研究活動以外の支出です。

◇施設関係支出

土地の取得、施設等の建設やそれに付随する電気・上下水道管や配水管・空調などに係る経費です。

◇設備関係支出

教育研究用の機器備品や学校運営の為に必要な備品、図書、車両などに係る経費です。

◇資産運用支出

有価証券の購入等、資産運用に係る支出です。

◇予備費

予算編成時において予期しない支出に対処するために設けているものです。

◇資金支出調整勘定

当年度の活動に入るべき前年度以前の支出や、翌年度以降の支出とされる資金を調整する勘定科目です。

**事業活動収支計算書の勘定科目**

**(収入の部)**

◇寄付金収入

資金収支計算書で計上した寄付金以外に現物寄付が計上されます。

◇徴収不能額

未収入金の内、当期において回収不能と判断した額がある場合に計上します。

◇資産売却差額

資産売却収入(機器備品・車両等)が当該資産の帳簿残高を超える場合に、その差額を経常したものです。

◇資産処分差額

不動産や有価証券などを売却し、その売却収入が帳簿価額よりも少ない場合に、その差額を計上したものの。

◇当年度収支差額

事業活動収入から基本金組入額を控除した額と事業活動支出の差額となります。収入超過であれば、資本的支出(基本金組入額)と経費支出(事業活動支出)の全てが事業活動収入で賄われた結果となります。

◇基本金組入額

基本金とは、学校法人の諸活動に必要な資産を継続的に維持するために事業活動収入から組入れるものです。

- ・第1号基本金 学校法人が取得した校地・校舎・備品等の固定資産分の額。
- ・第2号基本金 将来計画に基づき、校舎の設置又は規模の拡充等に要する経費の額。
- ・第3号基本金 基金として元本を継続的に保持し、運用果実を奨学資金に充てることを目的としている基本金。
- ・第4号基本金 学校法人の運営を円滑にする体制を構築していなければならない為必要な運転資金を恒常的に保持すべき額

## 貸借対照表の勘定科目

### ◇有形固定資産

1年を超えて使用される有形の資産で、土地や建物、備品等、固定資産台帳の期末帳簿価格です。

### ◇特定資産

使途が特定された預金等です。

### ◇その他の固定資産

上記以外の有価証券や電話加入権等です。

### ◇流動資産

現預金、未収入金(学生生徒納付金等)です。

### ◇固定負債

退職給与引当金等です。

### ◇流動負債

未払金、前受金、預り金等です。

### ◇繰越収支差額

事業収支活動計算書における翌年度繰越収支差額の額です。前年度繰越収支差額から当年度収支差額を差し引いた差額の額です。

## 財産目録の勘定科目

### ◇基本財産

学校法人が保有している土地や建物の他、備品等の評価額です。土地および図書以外はそれぞれ耐用年数があり、年数の経過により資産価値が減少します。

### ◇運用財産

有価証券や現金預金等の他、運用のために活用される資金です。

### ◇負債額

長期または短期の借入金等のほか、運営のために負う負債の額です。

## ■決算概要について

学校法人順正学園の令和7年度決算は、令和7年5月28日開催の理事会において承認され令和7年6月13日開催の評議員会に報告されました。

令和6年度決算の概要は、資金収支計算書・事業活動収支計算書・貸借対照表は予算との比較、収益事業収支計算書及び財産目録は前年度との比較、また財務分析については全国平均値との比較で、詳細は次のとおりです。